

報道関係者 各位

令和6年8月5日

【照会先】

神奈川県労働局 労働基準部 賃金室
室長 木村 隆志
最低賃金係長 道井 健輔
(電話) 045(211)7354

神奈川県最低賃金額50円の引上げへ ー本日、神奈川地方最低賃金審議会が答申ー

神奈川地方最低賃金審議会（会長 赤羽 淳）は、神奈川県労働局長（藤枝 茂）から神奈川県最低賃金の改正について、本年7月2日（火）に諮問を受け、調査審議を重ねてきたが、本日、同局長に対し、以下のとおり改正することが適当であるとの答申（別添参照）を行った。

- 時間額 1,162円（現行 1,112円）
- 引上額 50円
- 引上率 4.49%

今後は、この答申を受け、異議申出の公示などの諸手続を経て、神奈川県最低賃金額が決定されることになる。

改正額の効力発生日は、令和6年10月1日の予定である。

【参考：神奈川県最低賃金額及び前年上昇率、上昇額】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最低賃金額	1,012	1,040	1,071	1,112	1,162
対前年度上昇率	0.10	2.77	2.98	3.83	4.49
対前年度上昇額	1	28	31	41	50